

自動車・船舶編

【自動車廃車手続き】

- ◆ 災害により車が使用できなくなった場合、車の廃車手続きが必要ですが、車両が所在不明のため登録番号が不明、印鑑登録証明書の取得困難などの場合にも、特例的な取扱いを行うこととしております。
- ◆ 廃車手続きをされた被災自動車については、自動車重量税の特例還付が受けられます。また、被災自動車を買換えた場合にも、自動車重量税の免除を受けることができます。詳しくは、東北運輸局宮城運輸支局（代表Tel：022-235-2517）及び軽自動車検査協会宮城主管事務所（Tel：022-284-1368）にお問い合わせください。

【自動車税・軽自動車税、自動車取得税】

- ◆ 今回の震災で使用不能又は所在不明となった自動車・軽自動車については、平成23年度からの自動車税・軽自動車税の課税を停止します。（使用可能となった場合は、後日課税となります。）
- ◆ 震災により損壊した自動車・軽自動車の代わりに自動車・軽自動車を取得した場合には、自動車取得税及び自動車税・軽自動車税（平成23年度から25年度までの各年度分）が非課税となります。
- ◆ 詳しくは、自動車税及び自動車取得税については最寄りの県税事務所（連絡先は前述参照）に、軽自動車税は最寄りの市町村にお問い合わせください。

【自動車検査証の有効期間延長】

- ◆ 自動車検査証の有効期間の延長は、これまで2度延長されてきましたが、有効期間が平成23年3月11日～6月10日までのものを県内全域で6月11日まで延長することをもって終了しています。

車検の有効期限が切れた車両を継続して使用する場合は、車検場で継続検査を受ける必要がありますので、ディーラーや整備工場等に依頼してレッカー車で運ぶか、市町村で臨時運行の許可（仮ナンバーの交付）を受けて車検場にお持ちください。

【自動車運転免許証の更新】

- ◆ 平成 23 年 3 月 11 日以降に運転免許証の有効期限が切れた人でも車を運転できた特例措置が平成 23 年 8 月 31 日で終了しました。未更新の場合は、免許が失効していますので、無免許運転として取り締まりの対象となります。有効期限切れ（失効）の手続きを最寄りの運転免許センターでお取りください。
- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は、再発行ができます。その際には、身分を証明するもの（本籍のある住民票、パスポート、保険証、各種資格証など本人確認ができるもの）が必要ですが、市役所等が被災により住民票や、その他の者により確認できる書類の提示が困難な場合は、居住証明書（家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等の証明）が必要です。この際、証明者の身分証明書等の写し（運転免許証等）が必要です。
- ◆ 詳しくは、宮城県運転免許センター（Tel：022-373-3601）にお問い合わせください。

【高速道路の無料措置】

- ◆ 平成 23 年 6 月 20 日から東日本大震災によるり災証明書または被災証明書の発行を受けた方が乗車する自動車等について、東北地方を発着とする高速道路の利用を無料としていましたが、12 月 1 日から新たな無料措置が始まりました。

＜被災地支援・観光振興＞

- ①太平洋側の路線は全車種毎日無料（赤二重線）
- ②日本海側の路線は ETC 搭載の普通車及び軽自動車等に関し土日祝日無料（青太線）

＜避難者支援＞

- ③被災地支援区域（黄色エリア）から区域外に避難されている方、原発事故避難区域に居住していた方は、被災地支援区域内を出発地か到着地とする対象外区域との間の走行が全日無料となります。

ただし、③は、り災証明書又は被災証明書、本人確認の書面以外に、避難元区域に居住していたことが確認できる公的機関が発行する書面、避難元区域外に居住していることが確認できる公的機関が発行する書面又は公共料金の請求書等が必要です。この措置は平成 24 年 3 月 31 日まで実施予定です。



- ◆ 詳しくは、NEXCO 東日本お客様センター（TEL：0570-024-024（ナビダイヤル）（24時間）又はTEL：03-5338-7524（PHS、IP 電話のお客様））にお問い合わせください。

【船舶の廃船手続き】

- ◆ 被災した船舶について解体・処理を行う場合、船舶の登録を抹消する手続き（抹消登録等）が必要となります。
- ◆ 詳しくは、動力漁船については、加入漁業協同組合又は県地方振興事務所に、小型船舶については、日本小型船舶検査機構仙台支部にお問い合わせください。

<動力漁船>

宮城県水産業振興課漁業調整班 (TEL：022-211-2932)

気仙沼地方振興事務所水産漁港部 (TEL：0226-24-6825)

石巻地方振興事務所水産漁港部 (TEL：0225-95-1411)

仙台地方振興事務所水産漁港部 (TEL：022-366-1231)

<小型船舶>

日本小型船舶検査機構仙台支部 (TEL：022-364-8647)

ガイドブック目次に戻る
東北管区行政評価局HPに戻る